

2021年
6月30日号

欧州のクロスボーダー紛争解決についての強硬離脱とは？ - EUと英国以外の企業が知っておくべきこと(前編)

執筆者: ラース・マーケルト、小枝 未優、金子 友次ベネディクト

※本ニュースレターは、2021年6月28日時点の情報に基づくものです¹。

1. はじめに

日本企業にとって、欧州連合(以下「EU」といいます。)単一市場とは、欧州の本拠地一箇所のみを通じて欧州事業の大部分を行うことができる可能性を提供するものです。2021年1月1日に遂に効力を生じた英国のEU離脱(いわゆる「ブレグジット(Brexit)」)以前においては、この単一市場には英国へのアクセスも含まれていました。

EU及び英国は、英国・EU間の通商・協力協定について合意し²、いわゆる「強硬離脱」を回避しました。本協定は現在、EU・英国間の関係や、英国・EU単一市場間においてクロスボーダー商取引を行う企業の規制枠組みを規定しています。日本・EU間の自由貿易協定(2019年)³及び日本・英国間の自由貿易協定(2021年)⁴に照らせば、EUと英国のいずれにおいても日本企業にとって

¹ 本ニュースレターは、[2021年2月26日付けで公開した英語版のニュースレター](#)を、2021年6月28日時点における最新の情報を基にアップデートするとともに、日本語へと翻訳したものです。

² 協定の概要については、EUのウェブサイト上を参照(https://ec.europa.eu/info/relations-united-kingdom/eu-uk-trade-and-cooperation-agreement_en)。

³ 日本・EU間の自由貿易協定は2019年2月1日に発効しました。協定の全文は<https://www.mofa.go.jp/files/000382106.pdf>を参照。

⁴ 日本・英国間の自由貿易協定は、2020年10月23日に調印され、2021年1月1日に発効しました。協定の全文は<https://www.mofa.go.jp/files/100111408.pdf>を参照。日本も調印している環太平洋パートナーシップ協定に関する包括的及び先進的な協定への加盟プロセスを開始するために、英国が近頃正式な要請を行ったことにより、これらの動きはますます加速しています。英国による発表については、<https://www.gov.uk/government/news/formal-request-to-commence-uk-accession-negotiations-to-cptpp>を参照。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@nishimura.com)

将来の事業機会は豊富にあります。多くの日本企業が、英国の EU 離脱が欧州事業戦略に及ぼす影響について、欧州オフィスの所在や数を含め、今後も引き続き検討を行う必要があります。

英国・EU 間の通商・協力協定は、幅広い問題に対応している一方で、クロスボーダーの民事商事紛争における EU・英国間の司法共助の問題には対応していません。このために、EU・英国間の取引を行う日本企業は、潜在的な紛争に直面した際、法的に不明確な状況に取り残されることとなります。本ニュースレターでは、以下の事例に基づき、英国の EU 離脱後における EU・英国間のクロスボーダー紛争解決の重要な局面について検討を行います。

ある日本企業は、ドイツのデュッセルドルフに営業所を持つ子会社を通じて欧州での事業活動を行っている(以下「JP Corp.」という。)。2021 年 1 月、JP Corp.はロンドンに拠点を置く会社(以下「GB Corp.」という。JP Corp.と併せて、以下「当事者ら」という。)と契約を締結した。2021 年 2 月、契約当事者らの間で深刻な紛争が生じ、当事者の一方が相手方を今にも提訴しかねないという状況となっている。

本ニュースレターシリーズの前編では、裁判管轄及び送達の問題について検討します。後編では、準拠法及び準拠法の選択、証拠調べ、並びに判決の承認及び執行等の問題について検討します。

2. 裁判管轄

「裁判管轄」を決定することは、どの裁判所が当事者間における特定の紛争について審理し、判断を下す権限を有するかという問題に答えることです。EU と英国にとって、この問題に対する回答は、英国の EU 離脱の前後で実質的に異なるものとなるかもしれません。当事者らが訴訟手続をとろうとする場合、デュッセルドルフ、ロンドンその他の国の裁判所が当該紛争を審理する管轄権を有するかについて検討を行う必要があります。

(1) ブリュッセル I 規則 (改正)

EU 内では、**ブリュッセル I 規則 (改正)**⁵が、2015 年 1 月 10 日以降に開始した訴訟手続の管轄権について規定しており、これによってどの裁判所が当該紛争を審理する管轄権を有するかが決定されます。ブリュッセル I 規則 (改正)が適用される場合(例えば EU 加盟国間)には、当該規則はその他の適用され得る国際協定又は国内法令に優先します。英国の EU 離脱前においては、JP Corp.と GB Corp.との間の紛争における裁判管轄の問題には、ブリュッセル I 規則 (改正)が適用されていました。

しかしながら、ブリュッセル I 規則 (改正)は、EU 加盟国の当事者と英国の当事者との間において英国の EU 離脱後に開始した訴訟手続には(直接的な代替手段のないまま)適用されなくなりました⁶。一般的に、ブリュッセル I 規則 (改正)の下では、EU 加盟国のある国の裁判所が紛争について管轄権を有する場合には、同一の紛争に対処する別の裁判所は、管轄裁判所が当該問題について判断を下すまで訴訟手続を停止しなければなりません。最初にどこで当該手続が開始されたかにかかわらず、これがデ

⁵ 民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する 2012 年 12 月 12 日の欧州議会及び理事会の(EU)No. 1215/2012 規則(改正)(Regulation (EU) No 1215/2012 of the European Parliament and of the Council of 12 December 2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (recast)) (<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2012/1215/2015-02-26>)。

⁶ Twitter 上で公表されたレター(<https://twitter.com/StevePeers/status/1359251129234837508/photo/1> 参照。)には、ブリュッセル I 規則に先行する条約は英国の EU 離脱後は適用されないとする英国の理解が示されています。<http://www.disputeresolutiongermany.com/2021/02/hard-brexit-for-judicial-cooperation-no-revival-of-brussels-rome-conventions/>も参照。「後法優越」原則(*lex posterior derogat (legi) priori* principle)もこの点を裏付けるものであり、同原則上、特に同じ問題を扱う新たな協定は、従前の協定に優先すると解されています。このような帰結は、ドイツによるこの問題に関する初の判決にも沿うものです。本ニュースレターの後編、並びにドイツ連邦通常裁判所 2021 年 3 月 1 日判決(事件番号:X ZR 54/19)、及びドイツ連邦特許裁判所 2021 年 3 月 15 日判決(事件番号:3 Ni 20/20 (EP))を参照。

フォルトのメカニズムとなります。

ブリュッセル I 規則（改正）は、裁判管轄を決定し、様々な国での同時並行的な手続を避けるための効果的なメカニズムを規定しています。EU の境界を越えて事業活動を行う企業にとって、ブリュッセル I 規則（改正）は、紛争が生じた場合の裁判管轄に関する予測可能性と確実性を高めています。これは、本質的には、当事者ら及びその代理人が手続きを不当に遅延させ、妨げようと試みる戦略的行動を制限する機能も果たしています。提訴当事者の立場から見たこのような利益や、訴訟に直面した当事者にとっての潜在的な不利益は、JP Corp.と GB Corp.間の訴訟に関してはもはや当てはまらないのでしょうか？

(2) ルガノ条約

民事・商事事件における裁判管轄の問題に適用されるもう一つの国際条約が、2007 年ルガノ条約⁷です。本条約はブリュッセル規則を補足するものであり、EU 加盟国、アイスランド、スイス、ノルウェー及びデンマーク間の裁判管轄の問題に適用されます。本条約は、主にブリュッセル I 規則（改正）の前身にならって作られたもので、類似の規定を多く含んでいます。英国は、EU 離脱により EU 加盟国としての地位が終了するため、2007 年ルガノ条約の締約国でもなくなります。

2020 年 4 月、英国はルガノ条約への加盟申請を行いました。その 1 年後となる 2021 年 5 月、欧州委員会は英国による加盟申請を支持しないと立場を明確にし、事実上英国のルガノ条約への加盟を阻みました⁸。そのため、本条約の枠組みは、JP Corp.と GB Corp.間の紛争における裁判管轄には適用されないこととなります。

欧州委員会は、その決定の根拠をルガノ条約の性質に求め、当該条約が「*第三国との司法共助のための適切な一般的枠組み*」である一方で「*とりわけ EU との密接な規制統合を行う第三国との EU の関係を支えるもの*」であり、「*4 つの自由が適用されることによる経済的連結性の高さに相応する、共通の正義の領域の本質的特徴を象徴するもの*」(represents an essential feature of a common area of justice commensurate to the high degree of economic interconnection based on the applicability of the four freedoms)であると説明しました。英国の EU 離脱後、欧州委員会は英国が「*域内市場への特別な繋がりをもたない第三国*」であるとみなしました。さらに「*民事司法共助の分野における第三国との協力のために長年にわたって築き上げられてきた適切な枠組みは、多国間のハーグ条約(すなわち 2005 年裁判管轄の合意に関するハーグ条約)により定められている*」とも説明しました。欧州委員会は「*欧州連合が関わるクロスボーダーの契約案件に携わる実務家は、国際裁判管轄の選択を行う際にこのことを考慮すべきである*」と結論づけました。

(3) ハーグ条約

JP Corp.と GB Corp.が、契約中の裁判管轄条項において、管轄裁判所として特定の裁判所を明示的に指定している場合には、2005 年の裁判管轄の合意に関するハーグ条約⁹が関連する可能性があります。英国及び全ての EU 加盟国が本条約の締約国であるため、本条約は英国の EU 離脱後であっても、当事者ら間のクロスボーダー紛争にも適用される可能性があります。裁判管轄の合意に関するハーグ条約は、紛争当事者らの専属的裁判管轄条項を承認し、当該条項に基づき管轄を有する裁判所が下した判決を執行可能とするための枠組みを定めた条約です。裁判管轄の合意に関するハーグ条約は、企業間紛争及び専属的

⁷ ルガノにて 2007 年 10 月 30 日に調印された、民事・商事事件における裁判管轄並びに判決の承認及び執行に関する条約 (<https://eur-lex.europa.eu/eli/convention/2007/712/oj>)。

⁸ 2007 年ルガノ条約へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加盟申請に関する欧州委員会から欧州議会及び理事会に対する声明 (2021 年 5 月 4 日 COM(2021)222 最終版) (https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/1_en_act_en.pdf)を参照。

⁹ 2005 年 6 月 30 日の裁判管轄の合意に関する条約 (Convention of 30 June 2005 on Choice of Court Agreements) (<https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/full-text/?cid=98>)。

裁判管轄条項にのみ適用されます。その他の紛争又は裁判管轄条項については、その他の各国の国内法が適用されます。

裁判管轄条項は、例えば、フランスのパリにある裁判所にのみ訴えを提起することができる、と定めることもできます。この場合、英国の EU 離脱後であっても、ロンドンやデュッセルドルフの裁判所は原則として管轄権をもたないこととなります。

英国の EU 離脱前に締結された契約には、法的不確実性が残されています。裁判管轄の合意に関するハーグ条約は、2015 年 10 月 1 日より EU 全域で施行されています。英国は、2021 年 1 月 1 日、すなわち EU の離脱後に締約国となりました。しかしながら、英国が EU 加盟国であった時点では英国自身は同条約の締約国ではなかったため、英国自身が裁判管轄の合意に関するハーグ条約へ加盟した時点より前の期間について、EU 加盟国の裁判所が、英国を当該条約の締約国として認めるかどうかは分かりません¹⁰。

したがって、JP Corp.と GB Corp.が英国の EU 離脱前に、パリの裁判所を指定した専属的裁判管轄条項を含む契約を締結していた場合、当事者は、EU 加盟国の裁判所が、当該条項は裁判管轄の合意に関するハーグ条約の適用対象外であると判断する可能性があるというリスクを負うこととなります。この場合、デュッセルドルフ又はパリの裁判所は、英国が当該条約の加盟国ではなかったことを根拠として、当事者らの専属的裁判管轄条項に効力を認めない可能性があります。一方で、ロンドンの裁判所はこれと異なり、専属的裁判管轄条項がパリの裁判所を指定していることを理由として、自身の管轄権を否定する可能性があります。双方の裁判所がどのようにこの問題に対処するかは、今後の動向を注視する必要があります。

(4) 裁判管轄の問題の複雑化

上記で示したとおり、JP Corp.と GB Corp.との間で起こり得る紛争における裁判管轄の決定については、英国の EU 離脱により判断が複雑化しています。ブリュッセル I 規則（改正）は EU と英国の関係に適用されなくなり、ルガノ条約がこれに代わることも見込まれない状況です。裁判管轄の合意に関するハーグ条約は、JP Corp.と GB Corp.が専属的裁判管轄に合意していた場合に限り、両者の紛争に適用されます。ただし、英国の EU 離脱後になされた合意にしか適用されない可能性があります。

これを踏まえて、英国の企業との間で国境を跨いだ事業活動を積極的に行う JP Corp.のような企業は（その逆の場合も同様に）、将来の契約や紛争について入念に検討を行う必要があるだけでなく、裁判管轄条項を含む締結済みの契約を見直し、将来紛争が発生した場合の帰結について検討を行うことが賢明です。

JP Corp.と GB Corp.が英国の EU 離脱後に専属的裁判管轄条項を含む契約を締結していない場合、当事者らは、英国と EU 加盟国との間の裁判管轄の問題に適用される国際的な合意が存在しないという状況に直面する可能性があり、その場合には裁判管轄の問題を解決するために、各国でそれぞれ異なり得る国内法令に頼らなければならなくなります。

3. 送達手続

送達とは、訴訟を提起された当事者が、適用される法規則に従い、訴訟に関して適切な通知を受けることで、手続に適切に対応できるようにするための手続です。そのため、送達は、実務上どの紛争においても重要となります。英国の EU 離脱前は、EU 送達

¹⁰ 英国の EU 離脱並びに民事及び国際私法の分野における EU 規則に関する欧州委員会から利害関係者への通知第 3.3 項 (https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/brexit_files/info_site/civil_justice_en.pdf)。

規則¹¹が、英国を含め、異なる EU 加盟国に居住する紛争当事者間の送達に適用されていました。同規則の下では、詳細な実施方法は個々の加盟国の国内法によって様々であるものの、当事者は、効率的な手続を確保するための様々な手段を利用することができます。個々の加盟国は、EU 加盟国間であっても中央当局が送達に関与しなければならないとして、直接送達を妨げることもできるため、この制度は決して完璧なものではありません。直近の改正も、この問題を克服したようには思われません¹²。それでもなお、近時の EU の送達規則改正は送達手続の電子化を推し進める可能性があり、2022 年 7 月 1 日以降の EU 加盟国間の電子送達を可能とする道を拓きました¹³。

もっとも、英国の EU 離脱後は、JP Corp.と GB Corp.の間の送達の問題は、EU 送達規則が適用されなくなるため、EU の枠組の適用を受けることはありません。そのため、JP Corp.と GB Corp.は、その他適用のある国際協定に頼らざるをえなくなります。送達に関して適用され得る国際協定としては、1965 年**ハーグ送達条約**があります¹⁴。同条約は、78 の締約国間の送達に適用されます。英国と全ての EU 加盟国は、同条約の締約国です。

JP Corp.が GB Corp.を提訴しようとする場合、英国において GB Corp.に対する送達を実施する必要があります。JP Corp.は、専属的裁判管轄条項がなければ、デュッセルドルフの裁判所に GB Corp.との紛争を付託することができる可能性があります。ハーグ送達条約において最もよく使われる手続に従えば、JP Corp.は、まずデュッセルドルフの裁判所に申立てを行い、訴訟手続を開始する必要があります。その上で、JP Corp.は、ハーグ送達条約上必要とされる書面を準備する必要があります。これには、要請自体と送達する文書の概要(英語)等が記載されます。次にデュッセルドルフの裁判所は、文書を英国の中央当局に送付しなければなりません。当局は、その裁量により、自国の法律において有効な送達方法を選択するか、JP Corp.が求める方法を適用することができます。ハーグ送達条約は期限を定めていないため、このプロセスには時間がかかることがあり、数ヶ月に及ぶこともよくあります。

ハーグ送達条約以外にも、送達が行われる国の法律で定める方法及び手続や、領事館を利用して、送達を行うこともできます。あるいは時間や費用のかかる手続を回避するために、JP Corp.と GB Corp.は、関係する国・地域において送達受領代理人を指名することを検討しても良いかもしれません。デュッセルドルフで紛争や訴訟手続が開始された場合、JP Corp.がドイツ国内において代理人を指名すれば、JP Corp.は、ドイツ国内の GB Corp.の代理人への送達によって送達を実行することができます。これは、紛争が生じる前であっても取ることで、送達に伴い生じ得る問題を解決する一つの方法と言えるでしょう。

¹¹ 構成国間の民事又は商事事件における裁判上及び裁判外の文書の送達(「文書の送達」)に関する 2007 年 11 月 13 日の欧州議会及び理事会 (EC)No. 1393/2007 規則 (Regulation (EC) No 1393/2007 of the European Parliament and of the Council of 13 November 2007 on the service in the Member States of judicial and extrajudicial documents in civil or commercial matters (service of documents)) (<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2007/1393/2013-07-01>)。

¹² これについては、https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CONSIL:ST_5722_2020_INIT&rid=5 及びコメント (<https://eapil.org/2020/02/19/towards-a-new-service-regulation-some-reflections/>)を参照。

¹³ 構成国間の民事又は商事事件における裁判上及び裁判外の文書の送達(「文書の送達」)に関する 2020 年 11 月 25 日の欧州議会及び理事会 (EU)No. 2020/1784 規則(改正)(EU) 2020/1784 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2020 on the service in the Member States of judicial and extrajudicial documents in civil or commercial matters (service of documents) (recast)(<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2020/1784/oj>)を参照。本改正は、2022 年 7 月 1 日より適用されます。

¹⁴ 1965 年 11 月 15 日の民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約(Convention of 15 November 1965 on the Service Abroad of Judicial and Extrajudicial Documents in Civil or Commercial Matters)(<https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/full-text/?cid=17>)。

4. まとめ

クロスボーダー紛争が始まった時に当事者が直面する問題だけを見ても、民事・商事事件の司法共助の観点では、英国の EU 離脱を「強硬離脱」と位置付けるのは適切であるように思われます¹⁵。英国の EU 離脱後にクロスボーダー紛争に巻き込まれた会社は、裁判管轄や送達の問題に対処する際に、様々な、あまり芳しくない状況に直面することが予想されます。裁判管轄については、英国の EU 離脱前に締結された契約であっても同様の問題が生ずることも考えられます。このことから、締結済みの契約やこれから締結する契約を注意深く見直し、必要であれば調整を加えることによって、個々の契約条項や一般条項が、英国の EU 離脱後の枠組みにおいてもなお、当事者の意図を実効的に反映するものとなっていることを確認することは、実務上必要であると思われま

次回のニュースレター「欧州のクロスボーダー紛争解決にとっての強硬離脱とは？ - EU と英国以外の企業が知っておくべきこと(後編)」では、会社が訴訟により紛争を解決する際に検討しておくべきその他の問題を扱います。これには、準拠法及び準拠法の選択、証拠調べ、並びに判決の承認及び執行等に関する分析が含まれます。後編をお待ちください。

¹⁵ このような位置付けについて、例えば以下を参照。

<http://www.disputeresolutiongermany.com/2020/12/judicial-cooperation-in-civil-matters-hard-brexit-after-all/>,

<http://www.disputeresolutiongermany.com/2021/02/hard-brexit-for-judicial-cooperation-no-revival-of-brussels-rome-conventions/>

<https://twitter.com/GAVClaw/status/1359385553163202560>.



ラース・マーケルト

西村あさひ法律事務所 パートナー*

l.markert@nishimura.com

西村あさひ法律事務所東京事務所紛争処理部門パートナー弁護士。主にドイツ及び欧州の法律問題に関して日本のクライアントに助言を行う他、アジア、特に日本における事業活動に関してドイツおよびその他欧州のクライアントにも助言を行う。代理人及び仲裁人としても活躍しており、商事仲裁及び投資家対国家の仲裁において高い評価を得ている。



こえだ みひろ
小枝 未優

西村あさひ法律事務所 弁護士

m.koeda@nishimura.com

2016年弁護士登録。2019年香港国際仲裁センター仲裁人補助者研修プログラム修了。代理人、および仲裁人又は調停人の補助者として、数多くの国際仲裁事件・調停事件を担当。



かねこ ゆうじ
金子 友次 ベネディクト

西村あさひ法律事務所 トレーニアソシエイト

b.kaneko@nishimura.com

西村あさひ法律事務所東京事務所トレーニアソシエイトロイヤー。クロスボーダー紛争解決、特に国際商事仲裁および投資家対国家の仲裁を手掛ける。(ニューヨーク州弁護士、日本未登録)

*外国法共同事業を営むものではありません。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.nishimura.com/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@nishimura.com URL: <https://www.nishimura.com>

© Nishimura & Asahi 2021